

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法における行動計画

令和5年12月25日

株式会社別大興産

代表取締役 伊勢戸英世

社員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての社員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援に貢献できる企業となるため、次のように行動計画を策定する。

1) 計画期間

令和6年1月1日～令和8年12月31日

2) 目標

計画期間内に、育児休業を取得した女性労働者を対象としたキャリア形成を支援するためのカウンセリングを実施する。

出産後6カ月、9か月、11カ月、復職後1か月の計4回実施し復職前から復職後にかけて実施する。

3) 対策

2025年1月～ 総務部内にてカウンセリング実施体制の構築とカウンセリングの実施。また産休対象社員に対する個別の制度周知。

2025年4月～ 新入社員に対し、育児休業制度や産前産後休暇制度、カウンセリング体制などのルールについて周知する

2025年12月～カウンセリングの実施内容に関する振り返りと改善を検討

2026年4月～ 新入社員に対し、育児休業制度や産前産後休暇制度、カウンセリング体制などのルールについて周知する